施設・設備の衛生状態	(9)～(12)　［略］	［略］
	備考　［略］	

2　1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)ついては、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1)～(4)　［略］	［略］
	(5)　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	［略］
	(6)～(8)　［略］	［略］
	備考 一　検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。	
施設・設備の衛生状態	(9)～(12)　［略］	［略］

第5　日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1　学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1)　［略］	［略］
	(2)　温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)・(4)　［略］	［略］

施設・設備の衛生状態	(9)～(12)　［略］	［略］
	備考　［略］	

2　1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)ついては、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1)～(4)　［略］	［略］
	(5)　有機物等	［略］
	(6)～(8)　［略］	［略］
施設・設備の衛生状態	(9)～(12)　［略］	［略］

第5　日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1　学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1)　［略］	［略］
	(2)　温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3)・(4)　［略］	［略］